

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月21日

【会社名】 株式会社エボラブルアジア

【英訳名】 Evolvable Asia Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉村 英毅

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目 5番 1号

【電話番号】 03-3431-6191（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目 5番 1号

【電話番号】 03-3431-6191（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 柴田 裕亮

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 43,644,900円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 4,429,338,900円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月14日をもって提出した有価証券届出書及び同年8月20日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項に一部記載の誤りがありましたので、これを訂正するため、また8月20日付の条件決定に係る訂正届出書の添付書類のうち「取締役会議事録」、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」、「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面」及び「定款」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(添付書類の削除)

取締役会議事録

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、1,490円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株(平成30年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は10.19%、割当株式数は1,000株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,676,474,900円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、最も低い金額である1,315円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
--------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>4,429,338,900円(本届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	--

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。
--------------------------	--

	<p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、1,490円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。</p> <p>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株(平成30年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は10.00%、割当株式数は1,000株で確定している。)</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,676,474,900円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
--	--

(中略)

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>4,429,338,900円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
--	--

(後略)